

（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）【健康福祉部】

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきその自立を支援するための相談等を推進します。

こどもホスピスに関する県民への情報提供を行います。

<具体的な取組み>

- 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業(健康危機管理課)
- 小児慢性特定疾病対策事業(子ども未来課)
- 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業(子ども未来課)
- 療育医療(子ども未来課)

(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

（児童虐待防止対策の包括的な支援体制の強化）【健康福祉部】

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして、リスクの高い事案に対応する児童相談所が有機的に連携した三層構造の児童相談体制により、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

<具体的な取組み>

- 子ども虐待防止総合推進事業(子ども家庭福祉課)
- 児童家庭支援センター事業(子ども家庭福祉課)
- 児童相談体制充実・強化事業(子ども家庭福祉課)

（児童虐待の早期把握のための取組み）【健康福祉部】

虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識のもと、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の置かれた状況を踏まえ、しっかりと受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

このため、こども家庭センターの設置支援や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組みを強化します。

<具体的な取組み>

- 子育て家庭支援事業(子ども家庭福祉課)
- 児童家庭支援センター事業(子ども家庭福祉課)
- 熊本県 CPT 形成支援事業(子ども家庭福祉課)
- 子育て家庭支援事業(子ども家庭福祉課)

(予期せぬ妊娠への対応)【健康福祉部】

虐待による死亡事例(心中以外)の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0か月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組みます。

<具体的な取組み>

- 子育て家庭支援事業(子ども家庭福祉課)
- 妊産婦等生活援助事業(子ども家庭福祉課)
- 県にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金(子ども家庭福祉課)
- 市にかかる母子生活支援施設の運営費の負担金(子ども家庭福祉課)

(一時保護等)【健康福祉部】

こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進します。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等によるこどもの意見聴取等を行うとともに、意見表明等の支援を実施し、こどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進します。また、一時保護開始時の司法審査の適切な実施を図ります。

また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進します。

<具体的な取組み>

- 中央一時保護所管理運営費(運営費)(子ども家庭福祉課)
- 中央一時保護所管理運営費(扶助費)(子ども家庭福祉課)
- 女性一時保護管理運営費(扶助費)(子ども家庭福祉課)
- 女性一時保護管理運営費(運営費)(子ども家庭福祉課)
- 子どもの権利擁護推進事業(子ども家庭福祉課)

- 子ども虐待防止総合推進事業(子ども家庭福祉課)
- SSW活用事業(学校安全・安心推進課)

(性被害への対応)【警察本部】

性被害の被害者等となった子どもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。また、子どもからの意見聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

<具体的な取組み>

- 刑事企画調査費(刑事企画課)

(体制の整備)【健康福祉部】

子ども家庭福祉分野は、虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者には子どもと家庭の双方に対する高い専門性が求められます。児童相談所への相談・通報が急増している中、こどもの安全・安心の確保を図るため、新たな認定資格である「子ども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を県全体で進めます。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進します。

<具体的な取組み>

- 子ども虐待防止総合推進事業(子ども家庭福祉課)
- 児童相談体制充実・強化事業(子ども家庭福祉課)

イ 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

(家庭での養育が困難又は適当でない場合)【健康福祉部】

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身共に健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育(親族等による里親養育・普通養子縁組含む)への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、子どもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めます。

<具体的な取組み>

- 児童養護施設等及び里親委託に係る措置費(子ども家庭福祉課)
- 医療審査支払等事務費(子ども家庭福祉課)

- 児童福祉施設運営指導(子ども家庭福祉課)
- 里親推進事業(子ども家庭福祉課)
- 子ども虐待防止総合推進事業(子ども家庭福祉課)

(家庭や里親等での養育が適当でない場合)【健康福祉部】

家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、質の高い個別的なケアを実現するための児童養護施設等の小規模化・地域分散化、ケアニーズが高いこどもへの専門的な対応等を担うための高機能化・多機能化等の環境改善や、その人材確保に努めます。

<具体的な取組み>

- 児童福祉施設整備費補助(子ども家庭福祉課)
- こども・子育て支援人材確保・育成事業(子ども家庭福祉課)

(社会的養護の支援の質の向上、こどもの意見尊重等)【健康福祉部】

児童養護施設等の多機能化・高機能化を図ります。また、社会的養護のもとにあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図ります。これらの際、意見表明等の支援を行うことなどにより、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進します。

<具体的な取組み>

- 乳児院等多機能化推進事業(子ども家庭福祉課)
- こども・子育て支援人材確保・育成事業(子ども家庭福祉課)
- 児童養護施設等の職員人材確保事業(子ども家庭福祉課)
- 子どもの権利擁護推進事業(子ども家庭福祉課)
- 子ども虐待防止総合推進事業(子ども家庭福祉課)

(自立支援)【健康福祉部】

施設や里親等のもとで育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援します。社会的養護の経験はないけれども同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組みます。

<具体的な取組み>

- 児童養護施設等退所者自立支援金貸付事業費補助(子ども家庭福祉課)
- 社会的養護自立支援事業(子ども家庭福祉課)

ウ ヤングケアラーへの支援【健康福祉部/教育庁】

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

<具体的な取組み>

●ヤングケアラー支援体制強化事業(子ども家庭福祉課)

(4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組み

(子ども・若者の自殺対策)【健康福祉部/教育庁/警察本部】

本県の自殺死亡率(令和5年(2023年))は、全国で少ない方から13番目に位置しているものの、20歳代以下の子ども・若者の自殺者数は横ばいで推移しており、また、20歳代以下の死因の第1位は自殺であり、子ども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

そのため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子ども・若者への自殺対策を強力に推進します。

子ども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、1人1台端末等の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、多職種で構成される自殺危機対応チームの設置による市町村等の地域の支援者への的確な対応、遺された子どもへの支援、子ども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱¹⁸、子どもの自殺対策緊急強化プラン¹⁹及び第3期熊本県自殺対策推進計画に基づく総合的な取組みを進めていきます。

<具体的な取組み>

- 自殺予防等対策推進事業(障がい者支援課)
- 犯罪抑止・少年保護対策費(生活安全企画課)
- SC活用事業(学校安全・安心推進課)
- 生徒指導支援事業(学校安全・安心推進課)
- いじめ防止対策推進事業(学校安全・安心推進課)

¹⁸ 令和4年(2022年)10月14日閣議決定。

¹⁹ 令和5年(2023年)6月2日子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

- スクールサポーター事業(生活安全企画課)
- ストーカー・DV等人身安全対策の推進(人身安全対策課)

(こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)【総務部/健康福祉部/環境生活部/教育庁/警察本部】

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング²⁰の利用促進、ペアレンタルコントロール²¹による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組めます。

<具体的な取組み>

- 依存症対策推進事業(障がい者支援課)
- 熊本県少年保護育成条例実施事業(くらしの安全推進課)
- 研修・人材育成・相談事業(人権同和政策課)
- 熊本県教育情報化推進事業(教育政策課教育DX・働き方改革推進室)
- インターネット空間における被害防止事業(サイバー犯罪対策課生活安全企画課)

(こども・若者の性犯罪・性暴力対策)【健康福祉部/環境生活部/教育庁/警察本部】

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識のもと、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組み、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組みを進めていきます。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命(いのち)の安全教育を実施します。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の活用に向けた周知に取り組めます。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組みを推進します。

<具体的な取組み>

- 困難な問題を抱える女性等支援連携強化事業(子ども家庭福祉課)
- DV対策支援事業(子ども家庭福祉課)

²⁰ 青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

²¹ 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理することをいいます。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段(フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等)と、非技術的手段(親子のルールづくり等)とに分かれます。

- 子ども虐待防止総合推進事業(子ども家庭福祉課)
- 子ども・若者総合相談センター事業(子ども家庭福祉課)
- 性被害防止対策支援事業(障がい分)(障がい者支援課)
- ワンストップ支援センター事業(くらしの安全推進課)
- 生徒指導支援事業(学校安全・安心推進課)
- いじめ防止対策推進事業(学校安全・安心推進課)
- 犯罪抑止・少年保護対策費(生活安全企画課)
- スクールサポーター事業(生活安全企画課)

(犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備)【知事公室/健康福祉部/環境生活部/商工労働部/土木部/警察本部】

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

特に、こどもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、通学路の見守りカメラの設置、交通安全アドバイザーや各種シミュレータによる交通安全教育を推進するほか、「県警こども見守り・訪問隊」の活動を推進するとともに、防犯ボランティア団体、地域のスクールガードによる登下校時の見守り活動の支援を検討します。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。県職員が市町村に直接出向き、地域で一緒に連携することで、例えばマイタイムラインの普及啓発等によりこどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

医薬品の過剰摂取(オーバードーズ)等の薬物乱用を防ぐため、関係機関と連携し、薬物乱用のない環境づくりの推進に取り組みます。

チャイルド・デス・レビュー(CDR Child Death Review)²²の体制整備に必要な検討を進めます。

<具体的な取組み>

- 自助力強化推進事業(危機管理防災課)
- 防災センター展示・学習室運営事業(危機管理防災課)
- 地域防災力強化事業(危機管理防災課)
- 私立学校施設安全ストック形成促進事業(私学振興課)
- 地域福祉計画推進・支援事業(健康福祉政策課地域支え合い支援室)
- 薬物乱用防止事業(薬務衛生課)
- 食品ロス削減推進事業(消費者等の意識改革・行動変容推進)(消費生活課)
- 食品ロス削減推進事業(発生抑制及び有効活用の取組み推進)(消費生活課)

²² こどもの死亡時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたものです。

- 交通安全推進連盟補助(くらしの安全推進課)
- 熊本県少年保護育成条例実施事業(くらしの安全推進課)
- こどもキラキラ商店街支援事業(商工振興金融課)
- 道路施設保全改築費(道路保全課)
- 単県交通安全施設等整備事業費(道路保全課)
- 熊本県教育情報化推進事業(教育政策課教育 DX・働き方改革推進室)
- 日本スポーツ振興センター事業(学校安全・安心推進課)
- 防災教育推進事業(学校安全・安心推進課)
- 学校安全総合支援事業(学校安全・安心推進課)
- 警察広報推進費(広報県民課)
- 被害者を支える社会気運醸成事業(広報県民課)
- 犯罪抑止・少年保護対策費(生活安全企画課)
- 「こども」と「高齢者」を守る安全・安心実現事業(交通企画課)
- 交通安全施設等整備費(単独事業)(交通規制課)
- 交通安全施設等整備費(補助事業)(交通規制課)
- 交通安全アドバイザー事業(交通企画課)
- スクールサポーター事業(生活安全企画課)

(非行防止と自立支援)【健康福祉部/教育庁/警察本部】

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

<具体的な取組み>

- 子ども・若者総合相談センター事業(子ども家庭福祉課)
- 清水が丘学園整備事業(子ども家庭福祉課)
- 清水が丘学園管理運営費(運営費)(扶助費等)(子ども家庭福祉課)
- 子ども・若者総合相談センター事業(子ども家庭福祉課)
- 犯罪抑止・少年保護対策費(生活安全企画課)
- スクールサポーター事業(生活安全企画課)
- インターネット空間における被害防止事業(サイバー犯罪対策課生活安全企画課)”

第3 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映

(1) こども・若者の意見の政策への反映

(県における取組みの推進)【知事公室/総務部/企画振興部/健康福祉部/環境生活部/商工労働部/観光文化部/農林水産部/土木部/議会事務局/教育庁/警察本部】

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組みを推進し、こども・若者の意見の政策への反映を進めます。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築します。

各部局の各種審議会、検討会等におけるこども施策に関する審議・検討に当たっては、こども・若者、子育て当事者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

平成23年(2011年)から実施している熊本県高校生県議会について、引き続き実施するとともに、その周知広報を行います。

<具体的な取組み>

- 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(子ども未来課)
- 教育振興基本計画推進事業(教育政策課)
- 管理運営費(議会事務局)

(市町村における取組み促進)【健康福祉部/教育庁】

こどもや若者にとってより身近な施策を行う市町村において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組みが着実に行われるよう、国が作成したガイドラインの周知や好事例の横展開等の情報提供を行います。

学校等においてこどもに関わるルール等の制定や見直し、校舎等の改修の過程にこども自身が関与する先導的な取組事例について周知します。

<具体的な取組み>

- 「こどもまんなか熊本」市町村連携会議の開催(子ども未来課)

(社会参画や意見表明の機会の充実)【健康福祉部】

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知します。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解し

やすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めます。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。

<具体的な取組み>

- 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業【子ども未来課】

(多様な声を施策に反映させる工夫)【健康福祉部】

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障がい・医療的ケア、非行などをはじめ、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、SNSの活用等、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

<具体的な取組み>

- 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(子ども未来課)
- 審議会等委員への障がいのある方の積極的登用推進(障がい者支援課)

(地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点との連携強化)【健康福祉部/教育庁】

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化します。

<具体的な取組み>

- 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(子ども未来課)

(2) 子育て世代や保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見の反映【健康福祉部】

こども未来創造会議を開催し、こども・若者だけでなく子育て世代や保育・教育・母子保健の現場で働く方など当事者・関係者の意見をこども施策に反映します。

<具体的な取組み>

- 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(子ども未来課)

(3) 所管業界との職場環境づくりに関する意見交換【知事公室/総務部/企画振興部/健康福祉部/環境生活部/商工労働部/観光文化部/農林水産部/土木部/教育庁】

令和6年度(2024年度)から、「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、幅広い部局が関わっていることから、各部局が所管する業界とも、職場環境づくりについて継続的に意見交換を行います。

<具体的な取組み>

●業界団体等との意見交換(子ども未来課)

2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

(1) こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成【健康福祉部/観光文化部/教育庁】

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

<具体的な取組み>

- 小中学生に対する医療・福祉の職業理解促進(健康福祉政策課)
- 医療・福祉人材確保に向けた広報展開(健康福祉政策課)
- 民生委員費(健康福祉政策課地域支え合い支援室)
- 地域の人づくり推進・支援事業(健康福祉政策課地域支え合い支援室)
- 現任保育士等研修事業(子ども未来課)
- 保育士人材確保事業(子ども未来課)
- 保育士養成施設に対するキャリア教育等支援事業(子ども未来課)
- 保育士修学資金貸付等事業費補助(県負担分)(子ども未来課)
- 子育て推進事業(子ども未来課)
- 病児・病後児保育総合推進事業(子ども未来課)
- 放課後児童健全育成事業(子ども未来課)
- 児童健全育成事業(研修等)(子ども未来課)
- 児童委員への研修等(子ども家庭福祉課)
- こども・子育て支援人材確保・育成事業(子ども家庭福祉課)
- 児童養護施設等の職員人材確保事業(子ども家庭福祉課)
- 里親推進事業(子ども家庭福祉課)
- 障がい福祉担い手育成・確保事業(障がい者支援課)

- 博物館ネットワーク推進事業(観光文化政策課(博物館ネットワークセンター))
- 教員不足解消緊急対策事業(学校人事課)
- 公立学校教員採用選考考査事務費(学校人事課)
- 教育サポート事業(学校人事課)
- SC 活用事業(学校安全・安心推進課)
- SSW 活用事業(学校安全・安心推進課)
- 肥後っ子ががやき推進事業(義務教育課)
- 地域学校協働活動推進事業(社会教育課)

(2) こども・若者、子育て当事者を支援する人への支援【健康福祉部/教育庁】

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組みます。こどものことが好きでこどもや子育て当事者に関わる者が、それぞれの希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができるように支援します。

幼児教育・保育を担う教員・保育士等スタッフ全員がこどもに笑顔で接することができるよう、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めるべく、国に制度改正を求めるとともに、県としても幼児教育・保育を担う人材の育成及び特別な配慮を必要とするこどもへの適切な対応等が可能となる体制整備を進めつつ、こどものために幼児教育・保育の現場で働くことの良さ・素晴らしさを積極的に情報発信して人材確保に努めます。

また、人口減少地域においても安定的に保育所等を運営できるよう支援制度の拡充を国に引き続き要望していきます。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成します。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

教職員研修の充実や教職員を支援する人材の配置・体制の拡充とともに、BPR(業務の抜本改革)の手法を取り入れ、校務DXを図り、こどもたちと向き合う時間の充実にもつながる働き方改革を推進します。

<具体的な取組み>

- 地域福祉計画推進・支援事業(健康福祉政策課地域支え合い支援室)
- 認可外保育施設児童等健康管理支援事業(子ども未来課)
- 保育士登録等事務(子ども未来課)
- 保育士養成施設に対するキャリア教育支援事業(子ども未来課)
- 保育士人材確保事業(子ども未来課)
- 産休等代替職員設置費補助(子ども未来課)
- 子育て支援員研修事業(子ども未来課)

- 保育士修学資金貸付等事業費補助（県負担分）（子ども未来課）
- 国への要望（子ども未来課）
- 子ども・若者総合相談センター事業（子ども家庭福祉課）
- 学校における働き方改革推進事業（教育政策課教育DX・働き方改革推進室）
- 熊本県教育情報化推進事業（教育政策課教育DX・働き方改革推進室）
- 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業（義務教育課）
- 職員厚生費（教育政策課）

3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

(1) 社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成【健康福祉部/教育庁】

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、また、こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がかこども・若者や子育て中の方々を応援し、社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成に取り組めます。

特に、「こども食堂」、「地域の学習教室」、「地域未来塾」、「地域の縁がわ」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつながりを強め、支援が必要なこども・家庭の早期発見や早期の包括的支援につなげるだけでなく、地域全体でこどもの育ちを応援する気運を醸成します。

<具体的な取組み>

- 地域の縁がわづくり推進・支援事業（健康福祉政策課地域支え合い支援室）
- 地域福祉総合支援事業（健康福祉政策課地域支え合い支援室）
- 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業（子ども未来課）
- 子育て推進事業（子ども未来課）
- こどもの居場所づくり支援事業（子ども家庭福祉課）
- 子育て家庭支援事業（子ども家庭福祉課）
- 地域学校協働活動推進事業（社会教育課）

(2) こども・若者、子育て当事者に優しい社会づくり【健康福祉部】

こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組みを通じてこども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

<具体的な取組み>

- 子育て推進事業(子ども未来課)
- 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(子ども未来課)
- こどもファストトラックの推進(運転免許課)

4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたエビデンスの活用【企画振興部/健康福祉部】

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスを踏まえて多面的に施策を立案し、評価し、改善していきます。

その際、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進めます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて、国における検討状況を踏まえた上で検討していきます。

良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識のもと、各部局が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査の充実や必要なデータの整備等を進めます。

<具体的な取組み>

- データ連携基盤構築等推進事業(デジタル戦略推進課)
- オープンデータの推進(デジタル戦略推進課)
- こどもまんなか関連のデータの収集分析、データに基づく施策の検討等(子ども未来課)
- 健やか母子支援事業(子ども未来課)
- 子ども・若者総合相談センター事業(子ども家庭福祉課)

(2) 地域における包括的な支援体制の構築・強化【総務部/健康福祉部/商工労働部/教育庁】

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、県内の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関等(産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関、助産所及び薬局)、こども・若者や子育て当事者

の支援に取り組む民間団体等の連携を推進することにより、県内の共助体制の構築を図ります。

こども基本法第14条第2項を踏まえ、医療、保健、福祉、教育、養育等に関する支援を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

市町村におけるこども家庭センターの設置支援を進めるとともに、こども家庭センターや子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者や子育て当事者の相談支援を強化します。

国が示すこどもデータ連携に係るガイドラインを参考に、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組みを推進します。

<具体的な取組み>

●子ども・若者総合相談センター事業(子ども家庭福祉課)

(3) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

(子育てに係る手続き・事務負担の軽減)【健康福祉部】

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続き等の簡素化、データ連携、様々な手続きをワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続き・事務負担の軽減を図ります。

<具体的な取組み>

●行政デジタル化推進事業(デジタル戦略推進課)

●「こどもまんなか熊本」情報発信事業(子ども未来課)

●母子保健情報のデジタル化と利活用(子ども未来課)

●保育DX関係(子ども未来課)

(必要な支援を必要な人に届けるための情報発信)【知事公室/総務部/健康福祉部】

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、子育てに関する体験会の実施、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援、部門を超えて横の連携をとって事業を組み合わせるコーディネートなど、情報発信や広報を改善・強化します。

<具体的な取組み>

- くまもと魅力発信事業(広報課)
- 「こどもまんなか熊本」情報発信事業(子ども未来課)

別紙

「こどもまんなか熊本・実現計画」の施策の進捗状況を検証するための指標

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
第3「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項 1 こどものライフステージに応じた支援 (1)ライフステージを通じた支援 ア こども・若者の権利の擁護	人権・同和教育啓発対策研修の参加者数	317人	熊本県子ども未来課調べ
イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進)	農林漁業体験の実践事業者数	207事業者	熊本県農林水産部調べ
	県立図書館の蔵書数	1,233千冊	「日本の図書館 統計と名簿 2023」 (日本図書館協会)
ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり	路線バスの年間利用者数	2,437万人	共同経営推進室データ公表
エ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供	高校生に対する性と生にまつわる健康教育の開催回数	26回	事業実績報告
(2) こどもの誕生前から幼児期までの支援 (地域の身近な場を通じた支援の充実)	こども誰でも通園制度実施市町村数	1市町村	熊本県子ども未来課調べ
	病児保育施設の稼働率	88.0%	事業実績報告
(幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続)	スタートカリキュラム(※2)実施後に、入学後の児童の様子やスタートカリキュラムの内容について、園等と意見交換した小学校の割合	91%	第4期熊本県教育振興基本計画
(3) 学童期・思春期の支援 ア 質の高い教育の推進 (安全・安心に過ごせる学校づくり②不登校への対応)	不登校を含む児童生徒の校内教育支援センターの利用者数	512人	第4期熊本県教育振興基本計画
(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成)	「熊本の心」を家庭や地域との連携・啓発のために活用した小中学校の割合	50.30% (令和5年度)	第4期熊本県教育振興基本計画

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
(キャリア教育の充実、グローバル人材の育成)	地域（産官学等）と連携し、キャリア教育に関するカリキュラム刷新に取り組んだ県立高校（全日制）の割合	55.70%	第4期熊本県教育振興基本計画
(こどもたちの学びを支える環境づくり)	県立学校施設長寿命化プランに基づく県立学校長寿命化改修事業着手校数	50%	第4期熊本県教育振興基本計画
イ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	高校生等を対象とした消費生活出前講座実施校数	25校	第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画
ウ 居場所づくり	こどもの居場所の数(こども食堂)	206か所	くまもと新時代共創総合戦略
	市町村における放課後子供教室実施の割合	75%	第4期熊本県教育振興基本計画
2 若者の夢が実現できる環境整備 (1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実	高等教育の修学支援新制度の活用者数	熊本県立大学 586人 熊本農業大学校 28人 私立専門学校 1,061人	各学校所管課調べ
(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み	くまもと移住定住・UIJターン就職支援センター登録者におけるUIJターン就職者数	104人	くまもと新時代共創総合戦略
(3) 魅力的な地域づくり等	各地域の未来像の実現に向けた取組の件数	-	くまもと新時代共創総合戦略
(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	熊本県子ども・若者総合相談センターで対応した相談延べ件数	898件	熊本県子ども・若者総合相談センター調べ
	熊本県ひきこもり地域支援センターで対応した相談延べ件数	656人	熊本県ひきこもり地域支援センター調べ

計画の掲載場所	項目	現状	出典等	
3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援 (1) 結婚支援	結婚支援に取り組む市町村数	34 市町村	熊本県子ども未来課調べ	
	(2) 不妊治療等の支援	熊本県女性相談センターにおける不妊に関する電話相談・情報提供数	80 件 熊本県女性相談センター調べ	
	(3) 出産支援と産後等の支援	妊婦の歯科健診受診率 産後ケア利用率	47.60% (令和5年度) 23.1% (令和5年度)	第8次熊本県保健医療計画 熊本県子ども未来課調べ
4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援 (1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応	多子世帯子育て支援事業の助成対象児童数	6,194 人	熊本県子ども未来課調べ	
	(2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築	各発達段階における「親の学び」講座の実施率	就学前 56.8% 小学校 100% 中学校 100%	第4期熊本県教育振興基本計画
	(3) 安心して働ける職場環境づくり等	よかボス企業登録数 ブライツ企業認定数 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業数	1,066 社 510 社 34 社 (R6.8月26日時点)	熊本県子ども未来課調べ 熊本県労働雇用創生課調べ 熊本県子ども未来課調べ
(4) ひとり親家庭への支援	地域の学習教室の開催箇所数・生徒数・市町村数	201 箇所 1,287 人 34 市町村	熊本県子ども家庭福祉課調べ	
5 特に支援が必要なこどもへの支援 (1) こどもの貧困対策	資格等取得に係る給付金受給者・講習会受講者数	73 人	熊本県子ども家庭福祉課調べ	
	子どもの学習・生活支援事業の支援人数	293 人	熊本県社会福祉課調べ	

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	障害福祉サービス等の利用者数（障がい児）	10,710 人 (R4 年度)	くまもと障がい者プラン
	医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数	24 市町村	熊本県障がい者支援課調べ
	小・中・高等学校及び特別支援学校教員が特別支援教育の専門性向上に資する研修を受講した割合	-	第4期熊本県教育振興基本計画
(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ア 児童虐待防止対策等の更なる強化	児童虐待相談対応件数	2,819 件	福祉行政報告例
イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	里親等委託率	26.60%	社会的養育推進計画
ウ ヤングケアラーへの支援	熊本県ヤングケアラー相談支援センターにおける相談対応件数	410 件	熊本県ヤングケアラー相談支援センター調べ
(4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み	「県警子ども見守り・訪問隊」による見守り活動の実施箇所数	1,074 か所	事業実績報告
第4 こども施策を推進するために必要な事項 1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映	意見聴取に参加したこども・若者、子育て当事者等の当事者・関係者の延べ人数	256 人	熊本県子ども未来課調べ
	子育て施策に当事者・関係者の意見反映の取組みをしている市町村の割合	44 市町村	熊本県子ども未来課調べ

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援	保育士再就職支援コーディネーター実績（求職者数／再就職者数）	32.14%	熊本県子ども未来課調べ
	幼稚園教員・保育士等の資質向上及び保育現場におけるリーダー的職員育成の研修の受講者数	5,753人	熊本県子ども未来課調べ
	保育所等における給食担当者・栄養士の数	-	熊本県子ども未来課調べ
3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成	新たに地域福祉活動（五つ星プロジェクト+α）に取り組む団体数	81団体	第4期熊本県地域福祉支援計画
	こどもの居場所の数（こども食堂）【再掲】	206か所	くまもと新時代共創総合戦略
4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援 （1）子育てや教育に関する経済的負担への対応 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み	こども家庭センターの整備市町村数	44市町村	熊本県子ども家庭福祉課調べ
5 施策の推進体制等	こども計画を策定している市町村数	36市町村	熊本県子ども未来課調べ

※1 現状欄の数値は、特段の説明書きが無い場合は令和6年度（2024年度）時点のもの。いずれも熊本県内の数値。

※2 幼児期に遊びを通じて育まれてきた力を、各教科等における学習に円滑に接続するための小学校入学当初のカリキュラム。